御嵩町議会第4回定例会町長あいさつ

平成22年11月29日

御嵩町議会第4回定例会開催にあたり、町政を巡る諸問題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

【10.20大規模陥没】

7月15日に発生した災害は、御嵩町においても甚大な被害を及ぼしました。

この災害は「7.15災害」と呼ばれ深い爪跡を残しましたが、その約3カ月後の10月2 0日、顔戸地内でかつて例がないほどの大規模な陥没が発生しました。

御嵩町を襲った今年二つ目の大きな災害は、亜炭採掘に起因する人災とも言える災害であります。私は、この陥没発生の報を耳にした時、「ついにこの時が・・・」という感想を持ったと同時に、被災状況の甚大さから、まずは被災者の方の安全確保と今後の生活についてを最優先に考えての行動を取りました。この「10.20災害」で、幸い怪我をされた方は無かったものの、早速対策本部を立ち上げ、5世帯17名の避難指示、4世帯6名の避難勧告を発令すると同時に、空室のあった教員住宅を避難場所として確保しました。被災された方々にはあらためて心からお見舞い申し上げます。また迅速に現地視察などの対応をしていただきました古田知事をはじめ国会議員や、県議会議員の皆さま方には、心からのお礼を申し上げたいと思います。

この度の特定鉱害認定に際しては、国や県に特段の迅速な対応をしていただき、被害発生当日の午後には現地確認調査が行われ、翌21日には中部経済産業局から認定の通知がなされました。

私は、現行の特定鉱害復旧事業制度は、被災者救済の観点からとても適切であるとは言い難く、果たして被災者の立場に立った十分な復旧体制を確保できているのかという点において、かねてからこの制度を運用する際の使い勝手の悪さや基金額の算定の甘さ等に関し、深い懸念を感じておりました。こうした状況を打開するため、今後発生する可能性がある鉱害の復旧等に関し、去る5月に経済産業大臣政務官及び民主党副幹事長に対し、議会と伴に要望活動をさせていただいたところであります。

今回の被害を受け、早速10月28日に、古田知事と共に経済産業大臣と資源エネルギー庁 長官に面会し、さらに強力に要望活動を実施しました。

ここで要望した内容は、鉱害発生から復旧開始までの被害者の負担の軽減、特定鉱害復旧事業制度の柔軟な運用について、基金原資の確保、地下充てんなど予防対策の実施の4点などについてであります。

この問題について、国が制度を改正・制定すれば、御嵩町だけでなく全国に及ぶため、国の慎重さは以前と変わりませんが、要望活動後のある国会議員からの話によると、資源エネルギー庁の中で何らかの具体的な対応の議論がされているように聞いております。これは、いままででは感じられなかった気配であり、大きな山が少しずつ動いている感があります。この被害の発生を契機として、御嵩町におけるこの問題の重大さをさらに強く国にご認識いただくため、継続して要望していく考えであります。

町は亜炭採掘に係る情報については、ハザードマップなどを通じて原則として公開しています。こうして公表することにより、御嵩町に対する風評被害を助長する懸念はありますが、実際に地下に亜炭採掘跡が存在するという現実に対して目をそらさず、この問題について住民の

皆さんと危機意識を共有するためであります。

被害発生以来、御嵩町はマスコミに大きく取り上げられ、私や担当者は様々な取材を受けました。

私はこうした取材を受ける度、御嵩町の窮状や復旧における問題点についての話を、一般の 視聴者の方だけでなく、その言葉を国に向けても言っているつもりです。また、テレビを通じ て共感していただいた方と共に、大きな声を上げ、その声を国に聞いていただくことにより、 少しでも制度の改善に寄与できたらと思っております。

現在は、地盤沈下の状況の安定を待ち、その後の復旧設計を実施するための現地測量の準備をしている段階です。今後は作業を急ぎ、一刻も早く復旧工事を完了し、被災者の方に通常の生活を取り戻せるよう全力を尽くしたいと考えております。

【產業廃棄物処分場問題】

10月12日に、前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画が岐阜県に提出されました。 御嵩町は、かつて大規模な産業廃棄物最終処分場計画問題により町内が大きく混乱しました が、十数年の長い歳月と、関係者の方々の大変なご尽力により、去る7月に事業者により全て の許認可申請書の取り下げという形で一定の終結を迎えたばかりであります。

御嵩町はこうした歴史的経緯により、環境に対する住民意識が格段に高く、さらに環境基本条例や希少野生生物保護条例等を制定していますので、産廃施設を計画した事業者が越えるべきハードルが他の市町村より高い状況にあることを理解していただかなくてはなりません。

このような状況にある御嵩町で新たな処理施設を計画されたことに関しては、私の感覚では理解し難いことであり、甚だ疑問を感じております。提出された計画は、前の産廃処分場計画と比較し、規模が小さく土地の形状変更を伴わず、予定地に町有地は存在しておりませんし、中間処理施設のみで最終処分場の計画が無い点などにおいて異なっておりますが、どのような処理施設であれ、設置について慎重に考えるのは当然であります。

申請計画では、設置される施設の種類は廃プラスチック類の破砕施設でありますが、ここで注意すべき重要な点は、処理する産業廃棄物が医療系の感染性産業廃棄物であるということです。この地域において通常は焼却処分されているものを中間処理し再利用を可能とするには、病原微生物の拡散防止の観点から、厳しい基準を持ち、さらに稼働する上でもなお一層厳格に運用していく必要性を感じております。

私の責務は町民の皆さんの安全を守ることです。この種の廃棄物の運搬から処理全般に至るまで必要な資料を集め、技術面や法的な適合性に関し点検すべき課題の一つ一つについて、私を含めた複数の目で厳しく安全性を確認する必要があり、二次感染のリスクマネジメントの完成度を問うことは当然のことです。さらに、申請業者が、なぜこの御嵩町を選択したのかということも確認すべき点の一つであります。

こうして得られた情報については、「原則公開の精神」に基づき、可能な限り公表し、必要であれば地元説明会も開催したいと考えております。情報公開については、前回と同じ轍を踏まないようにしなければなりません。

私が、町政に関する重要な判断が必要となるときに意識しなければならないのは、地域住民 や約2万人の町民の皆さんが、どのような意見をお持ちなのかということです。私は、神経を 研ぎ澄まし、町民の皆さんの声に耳を傾け、さらに議会の皆さんのご意見や、本日開催される 環境基本条例に基づく環境審議会の答申を基に、これからの手続きの段階の節目節目で慎重に 対応してまいります。

許可の権限は岐阜県にあります。現在は、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の 適正化等に関する条例」に基づき、県より産業廃棄物処理施設設置についての意見が求められ たため、御嵩町として回答すべきことは全て網羅し、11月15日に回答したところであります。

この件に関しては、今後も一層県とは綿密な連絡や連携を深めていきますが、許可の判断に あたっては特段に慎重なご判断をお願いするものであります。

いわゆる迷惑施設には、応分の負担という考え方がされます。

私は、迷惑施設である産廃処理施設については、第二の亜炭廃鉱問題と位付けております。 時代背景も、扱う物も全く異質の事業でありますが、

- ・国として、その必要性の高い事業であること
- ・許可権は町にない事業であること
- ・民間の事業であること
- ・将来に亘り安全性の責任が明確でないこと

など殆どが共通しております。

過去応分の負担以上の責任を果たし、今なお負の遺産に苦しむ町の首長として、ことに当たって参りたいと考えております。

【名鉄広見線問題】

平成22年第2回定例会において、議員発議により名鉄広見線存続のための法定協議会設立 に関する決議が全員一致で可決されました。

法定協議会設立に関しましては、3月に開催された第1回名鉄広見線活性化協議会の中で、 私は「3年間の名鉄への運行費支援を無駄にしないためにも、法定協議会設立を視野に入れた 活性化計画を推進していきたい。」と述べていたところであります。

法定協議会を立ち上げるためには、まず地域の住民の足をどのように守っていくのかについて、行政をはじめ鉄道やバスなどの事業者、利用者である住民が協議の上、地域交通の利便性を考慮した公共交通体系を計画し、それを実施するための具体的な枠組みを作る必要があります。そのうえ、作成した実施計画を国へ申請し、地域の公共交通の活性化に有効であると認められれば、計画策定や、実施する施策に係る費用の一部について支援を受けることが可能となり、これにより地域自治体の負担が軽減される効果があります。

法定協議会の設置方法について考えた場合、法律に規定される形体として、この法定協議会を御嵩町単独で設置することは不可能ではないでしょう。しかし、本町の公共交通の根幹である名鉄広見線の運行継続を公共交通計画の大きな柱として考えるならば、利用者を増やすための取り組みについては当然可児市にも参加していただくことが不可欠であると考えております。沿線の関係自治体と住民が一体となって、利用促進のための計画や具体的利用策を考えた方が、国からの支援や、事業者である名鉄の活性化策への前向きな参加がより期待できると判断いたしました。

こうした考えを持ちつつ、可児市への働きかけのタイミングを計っていたところですが、新市長就任を待ったとの一面もありますが、これを一つの契機ととらえ、11月17日に可児市へ赴き、冨田市長に対し法定協議会設立の提案を行ってまいりました。名鉄に運行費支援を行っているこの3年間に、現在活性化協議会で推進している活性化策を含めた、より有効な利用促進策を検討し、その実現のために法定協議会の立ち上げについて申し上げた次第であります。

冨田市長は、犬山~新可児間の問題でもあるとの認識を示され、現在の状況について少なからず危機感を持っておられることや、法定協議会を立ち上げることは大変重い意味があることであり、立ち上げには具体的な利用促進、活性化の方向性のシナリオを持って考える必要があるという趣旨の話があり、慎重ではあるが前向きに捉えて頂いているという印象を受けました。今後も可児市と協議の上、まずは事務レベルで法定協議会設立の実現に向けた方向性を探って

いきたいと考えておりますので、議会も、議会レベルでの実現に向けた働き掛けをお願いした いと思います。

【国道21号可児御嵩バイパス開通】

10月30日に、国道21号可児御嵩バイパスが開通しました。

一般国道21号は、主要幹線道路としての役割を求められているとともに、御嵩町の市街地中心部を東西に縦貫しており、交通渋滞、歩行者などの安全確保、沿道の環境の改善などが課題となっていました。このため、地域の道路網強化、道路交通機能の向上と活力ある地域づくりのための社会基盤整備などを図るため、可児御嵩バイパスが計画されました。

この事業は、平成3年度に事業着手され、平成17年3月には愛知万博に合わせた東海環状自動車道東回りルートの開通により、可児御嵩インターチェンジを中心とした主要地方道多治見白川線から県道多治見八百津線までの1.9 Km区間がインターチェンジへのアクセス道路として供用開始され、さらに同年4月には、県道多治見八百津線から可児市中恵土の国道21号合流点までの2.4 Km区間が供用開始されました。

最後に古屋敷から井尻までの3.7Km区間を残すのみとなり、平成15年度に事業着手されたこの区間は、その後の開通までに多少の年月を必要としましたが、10月30日に晴れて一般国道21号可児御嵩バイパスが暫定2車線の全線供用となりました。

一部歩道等未完成の部分がありますが、国土交通省多治見砂防国道事務所より年度内完成の 確約をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

この供用については、用地買収に応じていただいた皆さま、設計協議を熱心に進めていただいた対策委員会や自治会の皆さまをはじめ、関係されたすべての方々に心からお礼の言葉を申し上げます。

このバイパス開通により、まちを南北に貫く「東海環状自動車道」とともに、幹線道路が東西南北に結ばれ、御嵩町第四次総合計画に記された「いきいき十字路タウンみたけ」の形が整ったこととなります。グリーンテクノみたけや、御嵩町内にある観光資源などへのアクセスが飛躍的に向上したことにより、今後はさらなる経済効果が現れることを期待しています。

今回の定例会で議案として提出いたします案件について、若干述べさせて頂きます。

はじめに、御嵩町固定資産評価審査委員会委員に関する人事案件であります。

平成19年12月21日から委員を務めていただいていた安藤幸雄さんの任期が、12月2 0日で3年間の任期満了を迎えられるため、新たな委員として三宅直樹さんにお願いしたいと 考えております。三宅さんは、幅広い見識を持ち、大庭台自治会長を歴任するなど地域での人 望が厚く、町政への参画意識も高い方であります。このように、御嵩町固定資産評価審査委員 会委員として最もふさわしい方であるとの判断から、選任することが最適と考え、同意を求め る議案を上程いたしました。

次に、今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。

まず、「第8号」の補正予算であります。

主なものをご説明いたします。

歳入でありますが、先ほど申し上げた特定鉱害復旧費の負担金として 1,920 万円、民生費国庫負担金で子ども手当の制度導入や対象者の減を精査したことなどによる減額が 4,682 万 5 千円、林道災害復旧工事の査定額増による国庫補助金として 625 万円、7 .1 5 災害関連の町

債として500万円などを計上し、歳入合計は1,051万9千円となっております。

次に歳出でありますが、民生費では子ども手当関連の扶助費の減額が 4,232 万 5 千円、災害復旧費では林道災害復旧工事の査定額増による工事費が 1,250 万円、特定鉱害復旧事業に伴う設計委託料として 1,500 万円、被災者の方の移転費や仮住居などの補償費として 420 万円などを計上し、歳出合計は 1,051 万 9 千円となっております。

なお、補正予算の第2表中で、特定鉱害復旧事業を平成22年度から23年度にかけて実施するための債務負担行為の追加を2億470万円、第3表中で、7.15災害関連の地方債の捕正500万円をそれぞれ計上しております。

次に、条例改正3件についてご説明いたします。

平成22年度人事院勧告により職員の月例給及び期末・勤勉手当の引き下げなどの勧告がなされました。当該勧告を受け、国家公務員の例により勧告を実施するために必要な規定を整備するため、御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

さらに、人事院勧告の中の期末・勤勉手当支給率の改定と同内容で、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正するものです。

次に、御嵩町高齢者いきがい活動支援センターふしみの指定管理者の指定についてご説明いたします。

御嵩町では、介護保険制度の対象とならない高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、閉じこもり防止や身体機能の維持向上、生活支援や介護予防を目的として、高齢者いきがい活動支援センターふしみ(通称「あっと訪夢」)を設置しています。この施設は平成13年度に設置された当初から、地域ボランティア団体「訪夢藤の会」が町の支援員と連携をとり、各種の支援活動に協力をいただいておりましたが、平成20年度からはセンターの運営主体そのものを「藤の会」にお任せする指定管理者制度を導入し、現在に至っております。

本年度は指定管理期間満了である3年目を迎えており、過去のセンター管理運営による実績をもとに検討しました結果、高齢者福祉事業について十分な知識があり、御嵩町が求める良質かつ適切なサービスの確保と質の高い福祉サービスを継続的、安定的に供給することができ、信頼性と意欲のあるボランティア団体であることから、引き続き「訪夢藤の会」を選定し、平成23年4月1日から3年間の指定管理者の指定について議決をお願いするものです。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係3件、指定管理者の指定1件、町道の路線廃止1件、路線変更1件、路線認定1件、都合13件であります

後ほど担当者から詳しくご説明申し上げますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

長時間にわたり、ご静聴ありがとうございました。